令和８年度島根県地域職業訓練実施計画

令和８年４月１日

１　総説

（１）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を高め、円滑な就職に資するよう、適切な職業能力開発を行う必要がある。

本計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号以下「支援法」という。）第２条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第４条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び島根県が共同で設置する島根県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）にて把握する地域の人材ニーズ及び訓練効果検証結果を踏まえ、特定求職者を含む求職者等に対し、地域の人材ニーズに沿った職業訓練受講の機会を十分に確保し、職業訓練の実施を通して、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

（２）計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

（３）計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況を踏まえ、改定する。

２　労働市場の動向と課題等

（１）労働市場の動向と課題、地域の人材ニーズ

本県における令和８年１月の有効求人倍率（季節調整値）は１.34 倍で、全国の有効求人倍率１.18 倍を０.16 ポイント上回り、平成 25 年３月から 12 年９ヶ月連続で１倍を超える水準で推移している。

県内の幅広い産業において人手不足が深刻化しており、有資格者・経験者のみならず、未経験者の募集であっても人員確保に苦慮する事業所が多くあり、

今後、さらに高齢化等に伴う人口減少が進んでいく中、地域経済を維持していくためには、雇用環境の整備や生産性の向上に取り組んでいくことが課題となる。また、県内事業所でデジタル化に取り組んでいる企業の割合は全国平均よりも低く、取組内容も初期段階にとどまる事例が多い。

そのような中での地域の人材ニーズとして

① 技能習得者、資格取得者（製造業、医療福祉業等）

② 将来、企業のデジタル・トランスフォーメーション（以下「ＤＸ※1」という。）に必要な知識を学習していくための基礎的な能力（IT 理解・活用力）を有する者

③ 企業のＤＸを推進する知識と技能を有する者

といった人材が必要とされている。

また、企業の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上を進めていく等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要となる。

さらに、労働力人口が減少していくことが予測される中、フリーター、高齢者、障がい者、就職氷河期世代を含む中高年齢層等のそれぞれの課題に応じた能力開発を行い、円滑な再就職に努めていくことが必要である。

※１　企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を　活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（引用元：経済産業省　デジタルガバナンス・コード 2.0）

（２）令和７年度の訓練実施状況（12 月末時点）

		施設内 離職者	委託訓練 離職者	在職者	施設内 学卒者	施設内 障がい者	委託訓練 障がい者
県立高等技術校	計画	30 人 (3)	657 人 (60)	175 人 (21)	115 人 (9)	10 人 (1)	70 人 (42)
	実績	10 人 (2)	398 人 (47)	99 人 (16)	84 人 (9)	3 人 (1)	32 人 (18)
	就職率 (R6)	81.8%	70.4%		97.2%	100.0%	67.4%
島根職業能力 開発促進センター	計画	386 人 (26)		1190 人 (89)			
	実績	183 人 (19)		505 人 (54)			
	就職率 (R6)	93.2%					
島根職業能力 開発短期大学校	計画			771 人 (71)	55 人 (3)		
	実績			167 人 (32)	35 人 (3)		
	就職率 (R6)				92.6%		
求職者支援訓練	計画		基礎コース　0 人　・　実践コース　270 人				
	実績		基礎コース　0 人　・　実践コース　188 人				
	就職率 (R6)		基礎コース 50%　・　実践コース　58.2%				

※令和７年 12 月末までに開始したコースの実績（２年次のものを除く）。

※（ ）はコース数。

※就職率については、令和６年度修了生の数値（求職者支援訓練については、雇用保険適用就職率を用いている）

３　令和８年度の公的職業訓練の実施方針

令和６年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況や、協議会及び公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける検証結果を踏まえ分析すると、

① 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「営業・販売・事務分野」）があること
③ 定員と受講者数が大きく乖離があり、少人数での開講、応募者不足により開講できないコースもあること
④ デジタル化に取り組む企業がまだ少なく、取組内容も初期段階の企業が多く、ＤＸの取組は少数にとどまっていること

といった課題が見られた。

これらの課題の解消を目指し、令和８年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

① については、令和６年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループの改善案として作成した、介護業界と求職者のマッチング促進資料（「介護業界マッチングマニュアル」）を活用し、職業訓練の単純な周知広報に留まらず、介護業界に興味を持ってもらえるよう効果的な周知広報に取り組むこととする。
② については、令和５年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループの改善案として作成した、「職業訓練用キャリアコンサルティングマニュアル」を活用し、キャリアコンサルティング含む訓練全体の改善に取り組む。
③ については、令和７年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループの改善案として作成した「周知動画」を活用し、関係機関と連携し広く受講勧奨に取り組む。
④ については、デジタル分野の訓練コース設定を推進しつつ、デジタル分野以外の訓練コースにおいて、基礎的なデジタルリテラシーが身につくカリキュラムを積極的に盛り込むこととする。

また、それぞれの訓練は、次の方針により実施する。

（離職者に対する公共職業訓練）

県内の幅広い産業において人手不足が深刻化しており、その中でも高齢化率が全国的に高い当県においては介護関係の人材の確保・育成が求められていることから、介護・福祉分野の訓練を推進する。

なお、国民一人ひとりがサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上を図る。

また、これまで能力開発の機会に恵まれなかった者を対象として、国家資格等の取得を目指す長期の訓練コースを推進し、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことが出来る訓練を実施する。

おって、各訓練の実施機関及び島根労働局が常に調整を図り、離転職者に対し、職業訓練の機会を提供することにより、再就職を支援する。

（求職者支援訓練）

非正規労働者や自営廃業者、新規学卒未就職者など雇用保険の基本手当を受けることができない求職者に対して、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう必要な職業訓練の機会を提供し、早期の就職を目指す。

訓練認定規模の割合は、基礎的能力のみを習得する職業訓練コース（基礎コース）を 30%程度、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練コース（実践コース）を 70%程度とし、デジタル分野等の成長分野や人手不足が特に深刻となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人を踏まえたものとする。

なお、西部地域における訓練受講機会を確保するため、地域ニーズ枠を設定する。

ＩＴ分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、ＩＴ、ＷＥＢデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（ｅラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、ＤＸ推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。

また、国民一人ひとりがサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上を図る。

さらに、訓練の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえ四半期ごとに求職者支援訓練を認定し、認定単位ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、島根労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部のホームページにより周知する。

（非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した公共職業訓練）

オンラインを活用した手法によって、非正規雇用労働者等が、住んでいる地域に関係なく、自らの希望に応じた柔軟な日程や実施方法で受講できる訓練であることから、広く周知・広報、受講勧奨を行う。

（在職者に対する公共職業訓練）

業界団体や商工団体等と連携し、企業のニーズを反映した訓練科目を設定することにより最新技術の習得や熟練技能の伝承を図る。

また、高等技術校とポリテクセンター島根及び業界団体が協力して訓練を実施するなど、効果的な職業訓練により在職者のスキルアップを支援するとともに、ＤＸ等に対応した職業訓練コースの開発・充実・訓練内容の見直し等を図る。

さらに、ポリテクセンター島根及びポリテクカレッジ島根に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。

（学卒者に対する公共職業訓練）

高等学校卒業者等の若年者を対象に、業界のニーズに対応した、地域のものづくり産業等で活躍できる実践技術者の育成をめざした訓練を実施する。また、学卒者のみならず、社会人の更なる入校促進を図る。

（障がい者に対する公共職業訓練）

一般校を活用して施設内で行う障がい者訓練については、東部高等技術校において「介護サービス科」を継続して実施する。

委託訓練については、社会福祉法人、民間教育機関、企業等を活用し、障がい者が住む身近な地域で障がい者の多様なニーズに対応した訓練を実施する。

４　令和８年度の公的職業訓練の計画数等

（１）離職者に対する公的職業訓練

公的職業訓練（公共職業訓練と求職者支援訓練）の分野毎の定員数は下表のとおり。

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練（高齢・障害・求職者支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け）＋求職者支援訓練（実践コース）	ＩＴ分野	53	0	38	0	15
	営業・販売・事務分野	320	0	280	40	－
	医療事務分野	87	0	27	0	60
	介護・医療・福祉分野	134	0	74	0	60
	農業分野	0	0	0	0	－
	旅行・観光分野	8	0	8	0	－
	デザイン分野	45	0	0	0	45
	製造分野	206	10	0	196	－
	建設関連分野	60	0	0	60	－
	理容・美容関連分野	4	0	4	0	－
	その他分野	307	20	49	102	136（定員を－で表示した分野を含む合計定員）
求職者支援訓練（基礎コース）		30				30
合計		1,254	30	480	398	346
（参考）デジタル分野		98	0	38	0	60

公共職業訓練、求職者支援訓練のそれぞれの定員数は以下①、②のとおり。

①　公共職業訓練（離職者訓練）の定員数等（令和８年度計画）

実施主体	内訳			定員数	訓練の実施分野	目標 就職率
県	施設内訓練			30 人 (3)	機械加工・溶接科 事務ワーク科	100%
県	委託訓練			480 人 (54)		85%
県		離職者等再就職訓練事業		480 人 (54)		85%
県			長期高度人材育成コース	63 人 (19)	介護、保育系等	85%
県			知識等習得コース等	417 人 (35)	事務･介護系等	85%
島根職業能力開発促進センター	施設内訓練			398 人 (30)	ﾃｸﾆｶﾙｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ科「機械・CAD ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ科」 金属加工科 電気設備技術科 電気設備技術科（短期 DS）「電気設備技術科（企業実習付）」 ｽﾏｰﾄ生産ｻﾎﾟｰﾄ科「ICT 生産ｻﾎﾟｰﾄ科」 住宅ﾘﾌｫｰﾑ技術科 ﾋﾞﾙ管理技術科「ﾋﾞﾙ管理ｻｰﾋﾞｽ科」 ﾋﾞｼﾞﾈｽﾜｰｸ科	82.5%
合計				908 人		

※（　）内はコース数

② 求職者支援訓練の定員数等（令和８年度計画）

区分	地域及び分野		定員数	目標就職率
基礎コース			30 人	50%
	地域ニーズ枠（ハローワーク浜田・益田管内）		0 人	―
実践コース			316 人	58%
	介護系		60 人	―
	医療事務系		60 人	―
	デジタル系		60 人	―
		ＩＴ分野	15 人	―
		デザイン(WEB 系)	45 人	―
	その他		136 人	―
合　計			346 人	

※新規参入枠は、基礎コース 30%、実践コース 30%であるが、新規枠が 15 人未満の場合は 15 人まで可能とする。ただし実績枠が 15 人を下回らない範囲とする。また、同一の認定単位期間での実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のため、新規採用枠への振替を可能とする。

※中止となった訓練コース分の認定数については、次期以降の認定単位期間の同一分野の認定に活用できる。

※厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室に報告の上、第３四半期、第４四半期においては、余剰人員について、基礎・実践コース間の振替及び実践コースの他分野への振替を可能とする。

※目標就職率については、雇用保険適用就職率を用いている。

※１認定単位期間（四半期）における各地域（ハローワーク管轄内）で申請できるコースの上限を 1 分野 1 コースまでとする。

（２）公共職業訓練（在職者訓練）の定員数等（令和８年度計画）

実施主体	訓練科名	定員数
県	住環境・土木科、建築科、Ｗｅｂデザイン科、ものづくり機械加工科、美容科、左官科、機械加工・溶接科	162 人 (18)
島根職業能力開発促進センター	（分野・職務） 設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、保全・管理、教育・安全	1190 人 (102)
島根職業能力開発短期大学校	（分野・職務） 設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、保全・管理、教育・安全	711 人 (72)
合　　計		2,063 人

※（　）内はコース数

（３）公共職業訓練（学卒者訓練）の定員数等（令和８年度計画）

実施主体	訓練科名	定員数	目標就職率
県	美容科、自動車工学科、住環境・土木科、ものづくり機械加工科、Web デザイン科、OA システム科、建築科、左官科	115 人 (9)	100%
島根職業能力開発短期大学校	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科	55 人 (3)	95%
合　　計		170 人	

※（　）内はコース数

（４）障がい者等に対する公共職業訓練の定員数等（令和８年度計画）

実施主体	訓練科名	定員数	目標就職率
県（施設内訓練）	介護サービス科	10 人 (1)	75%
県（委託訓練）	知識・技能習得訓練コース （デュアルコースを含む）	26 人 (5)	
	実践能力習得訓練コース	27 人 (27)	
	ｅラーニングコース	10 人 (10)	
	特別支援学校早期訓練コース	7 人 (7)	
合　　計		80 人	

※（　）内はコース数

（５）公的職業訓練の効果的な実施のための取組

①　関係機関の連携

協議会の構成員はもとより、地域の訓練実施機関、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練の機会及び受講者の適切な確保を図る。

また、協議会のもとに公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、カリキュラム等の改善を図るとともに、改善の実施状況の検証に取り組む。

②　訓練受講希望者等の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

訓練受講希望者や職業相談を通じて職業訓練の受講が必要であると判断される者が必要な公的職業訓練を受講できるよう、労働局、ハローワーク及び職業能力開発施設が連携して、訓練説明会や施設見学の開催、訓練風景の動画配信サイトの案内等、訓練情報の提供に取り組み、ハローワークの訓練相談窓口に積極的に誘導する。

公的職業訓練の受講指示等に当たっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、ハローワークにおいて、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、的確な受講あっせんに取り組む。

③ 訓練受講者に対する就職支援

求職者支援訓練受講者および職業訓練受講給付金受給者については、毎月１回の指定来所日において職業相談を実施する。一方、公共職業訓練受講者についても活動指定日を設定し、訓練受講中の早い時期からハローワークによる職業相談等の機会を提供する。

また、訓練修了１ヶ月前時点で就職未内定者については、職業能力開発施設と調整の上、ハローワークへ積極的に誘導する等、担当者制による就職支援を強化し、訓練修了後概ね３ヶ月後までを目処に一貫した個別支援に取り組む。

さらに、求人者に対して公的職業訓練修了者をターゲットにした求人提出の働きかけを行い、訓練修了者と求人者のマッチングに積極的に取り組むこととする。

５　その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

（１）ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの普及・促進

労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、個々の労働者の職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるジョブ･カードを使用したキャリアコンサルティングの活用・普及を一層推し進めていく。

（２）学び・学び直しの支援

今後ＤＸやＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）の進展といった大きな変革が進展していくこと、また人生 100 年時代の到来により職業人生の長期化が見込まれるなど、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される。

そのような変化の時代においては、必要とされる知識･技能も移り変わっていくことから、労働者個々人は、付加価値を生み出す人材であり続けるため、自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直し（リカレント※2）に取り組むことが重要である。

そして企業も新たな成長に向けた人材戦略とりわけ人材開発におけるリスキリング※3の必要性を十分認識し、企業主導型の職業訓練の強化を図ることが重要である。

企業･労働者双方の持続的成長を図るためには、労使が一体となって主体的に学び・学び直しに取り組むこと（労使の協働）が必要であり、労使双方の学び･学び直しの気運の醸成、環境整備の促進を図っていくため、国及び島根県はもとより､島根県地域職業能力開発促進協議会構成員や地域の訓練実施機関の理解・協力のもと、企業・労働者に対して学び・学び直しに係る情報を周知していく。

さらに、地域の実情に応じて必要となる人材を量・質ともに十分に育成・確保するため、地方公共団体（市町村）とも連携し、リスキリング事業を推進していく。

なお、主要事業等については、別添の地域リスキリング推進事業一覧のとおりとし、地方財政措置を活用する事業の追加、変更があった場合は協議会において報告する。

※２　学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。（引用元：厚生労働省ホームページ）

※３　新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する/させること。（引用元：経済産業省　第２回デジタル人材の人材政策に関する検討会資料）

令和８年度地域リスキリング推進事業一覧

No.	地方公共団体	担当部署	対象事業区分	事業名	目的	内容	R8事業費（千円）
1	島根県	商工労働部雇用政策課	③-1_従業員向けセミナー開催	産業人スキルアップセミナー	在職者を対象に新たな技能の習得やデジタル技術に関する研修を行い、地域産業の発展に資する人材育成を行う。	在職者を対象にデジタル人材育成を目的としたセミナーを開催	2,000
2	島根県	商工労働部産業振興課	①-1_経営者向けセミナー開催	ヘルスケアビジネス事業化支援事業	ヘルスケアビジネスに関する普及啓発を図るセミナーや具体的なテーマを設定したセミナー等の一連のプログラムを実施する。	ヘルスケアビジネスへの理解促進を図るためのコミュニティを開設し、県内企業への普及啓発から市場調査、戦略構築までの取組を支援する。	2,000
3	島根県	商工労働部産業振興課	③-1_従業員向けセミナー開催	経営指導員等向けDXセミナー	県内事業者の競争力の維持・拡大を実現するため、事業者の経営課題解決を支援する経営指導員等に対し、DX推進に向けての実践的な知見と連携を強化することを目的として、研修を実施する。	県内商工団体の経営指導員等に向けたセミナー、ワークショップ等を実施する。	3,237
4	島根県	環境生活部環境政策課	①-1_経営者向けセミナー開催	環境にやさしい企業づくり促進事業	環境と経済の両立に向けて、県内事業者の積極的な環境経営を促進するため、導入・実践・定着の３段階での発展を狙った事業を構築し、持続可能な企業づくりを目指す	環境経営に対する事業者の理解を深めるためのセミナーを開催（629.2千円） 中小企業の業種・業態やニーズに応じた勉強会を現地に出向いて開催（151.25千円）	780
5	島根県	環境生活部廃棄物対策課	①-1_経営者向けセミナー開催	優良認定産業廃棄物処理業者育成事業	産業廃棄物処理業者が優良認定業者としての認定を受けるための基準の一つとなる電子マニフェストへの加入について、県内産業廃棄物処理業者等向けに電子マニフェストの操作研修を実施することで、電子マニフェスト加入率増加に寄与する。	産業廃棄物処理業者等の健全化を進め、優良認定産業廃棄物処理業者の育成を図るため、優良認定制度の普及啓発資料の作成及び説明会等の開催に係る業務を委託する	2,794
6	島根県	農林水産部林業課	③-1_従業員向けセミナー開催	原木生産・造林コスト縮減技術高度化研修業務	経験年数の浅い林業事業体の技術向上や、造林事業者との連携作業の効率化により、木材生産及び再造林の低コスト化を図る。	木材生産等現場におけるコスト検証及び研修実務業務	10,881
7	島根県	農林水産部林業課	③-3_資格試験経費助成等	意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業	新規就業者を雇用する林業事業体が、早期に技術を習得させるため、林業に必要な資格の取得及び機械操作の技術習得を支援	①資格取得支援 新規就業者が取得する資格取得を助成 ②技術習得支援 資格取得後1年以内の新規就業者の機械操作訓練のためのリース支援（バックホウ、フォワーダ等）	11,134